# 独立役員届出書

#### 1. 基本情報

会社名	ファナック株式会社 コード 6954								
提出日	2	2024/05/30	異動(予定)日		2024/06/27				
独立役員届出 提出理由	議されるため。								
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

#### 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

			独立役員	<del>ジュッチス</del> 役員の属性(※2・3)														
番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役		a	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	該当なし	異動内容	本人の 同意
1	山崎 直子	社外取締役	0													0		有
2	魚住 弘人	社外取締役	0										Δ					有
3	武田 洋子	社外取締役	0													0		有
4	横井 秀俊	社外取締役	0													0		有
5	富田 美栄子	社外取締役	0													0		有
6	五十島 滋夫	社外取締役	0													0		有

### 2 独立犯員の屋供、選集理由の説明

<u>3.</u>	独立役員の属性・選任理由の説明	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当無し	山崎直子氏は、エンジニアとして最先端の航空宇宙工学やロボットアームを含む有人宇宙機システム分野で広範な知見を持ち、宇宙飛行士として極限の環境下で活躍した経験を有するなど、科学技術分野およびリスクマネジメントに精通しています。このように豊富な経験、識見を有する同氏は、社外取締役として業務執行に対する監督、提言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けることが期待されます。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
2	魚住弘人氏が執行役常務を務めた株式会社日立製作所は、当社グループとの間に取引はあるものの取引額は両社の連結売上高の0.5%未満です。このため同氏の独立性に影響を与える恐れはありません。	魚住弘人氏は、株式会社日立製作所にて、原子力事業の統括責任者として原子力システムの計画・設計や主要機器の製造等に従事した経歴を持ち、株式会社日立製作所および日立GEニュークリア・エナジー株式会社で要職を歴任した経験から、モノづくり・会社経営に精通しています。また、2050年までにカーボンニュートラルを目指す当社において、同氏が有する電力・エネルギーシステムや脱炭素に関する知見が活かされることが期待されます。このように豊富な経験、識見を有する同氏は、社外取締役として業務執行に対する監督、提言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けることが期待されます。また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
3	該当無し	武田洋子氏は、株式会社三菱総合研究所にて、金融経済に関する調査分析や各種政策 提言を行っており、経済および金融情勢について幅広い知見を有しています。また、 産業構造審議会等において政府委員として活動する等、様々な経験を有しています。 このように豊富な経験、識見を有する同氏は、社外取締役として業務執行に対する監督、提言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会への貢献を続けることが期待されます。 また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当し ておらず、独立性を有しています。
4	該当無し	横井秀俊氏は、大学において長年研究および教育に従事し、また社会の要請に応えるための課題解決に取り組む科学技術振興機構の活動に携わるなど、製造分野における豊富な知見を持ち、監査等委員である社外取締役として業務執行の監査および監督、提言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会および監査等委員会への貢献を続けることが期待されます。また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
5	該当無し	富田美栄子氏は、長年の弁護士としての専門的な知識や幅広い見識を持ち、コーポレート・ガバナンスの強化およびコンプライアンスの維持・向上のための発言を行うとともに、監査等委員である社外取締役として業務執行の監査および監督、提言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会および監査等委員会への貢献を続けることが期待されます。また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
6	該当無し	五十島滋夫氏は、公認会計士および税理士として長年にわたる職務経験があり、財務会計および内部統制に関する幅広い知見を有し、監査等委員である社外取締役として業務執行の監査および監督、提言等適切な役割を果たしています。今後も独立した立場から取締役会および監査等委員会への貢献を続けることが期待されます。また、金融商品取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。

## 4. 補足説明

当社は、独立社外役員については、利害関係が特になく取締役会等において遠慮なく忌憚のない発言等を期待できる方を候補者とします。また、このような実質的な独立性を確保するため、少なくとも以下の各号を満たすことを要件とします。

1. 当社または出身企業の連結売上高に占める相手方企業に対する売上額が2%未満であること。
2. 出身企業からの借入がないこと。(銀行出身者の場合)
3. 当社との間において顧問契約などの重要な取引関係がないこと。(弁護士等の場合)

- 4. 当社の会計監査人である監査法人の出身者でないこと。 5. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在しないこと。
- 6. 上記1から5の要件を満たさない者の配偶者または二親等内の親族でないこと。
- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。※2 役員の属性についてのチェック項目a. 上場会社又はその子会社の業務執行者b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)

  - 6. 上場会社のほとか了金社の非常物料で取締収えば云記。 6. 上場会社の親会社の業務執行者又は非常教執行取締役 d. 上場会社の現会社の監査役(社外監査役の場合) e. 上場会社のこまな取引先とする者又はその業務執行者 g. 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者 b. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者 b. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
  ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
  ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
  ※2 独立役員の選任理由を記載してください。